

平成24年度 第3回 堺市障害者自立支援協議会

議事概要

日時	平成25年3月1日(金) 午後1時30分～4時30分
場所	堺市役所 本館6階 大会議室
出席者	三田、河野、中島、林、柏木、松林、小林、隅野、吉田、南、藤原、佐久間、 (敬称略) 保井、前田、茅原、丸野、藤原、奥田、京井、福井、吉村、高田、大西
欠席者	金子、谷口、澤田、所、園、神原、井上
代理出席	植西(代理:増田)、福間(代理:増田)
事務局(障害施策推進課)	永井、中島、大塚
事務局補助(総合相談情報センター)	松本
傍聴者	3名

1. 報告事項(1)

I 区協議会 **資料1**

- ・各区協議会から資料のとおり報告

【意見・情報交換】

- ・地域包括支援センター等、高齢分野との交流が行われている区も多いが、その中で、どのようなことが課題となっているか?
⇒お互いをどう活用するかも含めて、お互いに知らない部分が多いことが改めて分かった。
⇒介護保険への切り替えにおけるサービスの違いや支給量の低下の問題。また、介護保険側も障害特性が分からないことでのしんどさがある。少しずつ知恵を出し合いながら乗り切っていこうという関係になりつつある。
- ⇒制度の成り立ちが違うため、切り替えの際には本人や関係者に理解してもらうだけでなく、障害と高齢の支援者間で連携を深めておく必要がある。そのためにも勉強していかなければならない。うまく移行できるような何らかの仕組みをつくることができると考えており、次につながるような意見交換を行っていきたい。
- ・堺区で、児童の支援についてのプロジェクトを立ち上げるとのことであるが、参画機関は?
⇒今のところ、子ども家庭課、堺区子育て支援室、堺区障害者基幹相談支援センター、指定相談支援事業者が参画予定。

II 障害当事者部会 **資料2**

【前田部会長から】

- ・資料のとおり報告。

- ・福祉避難所について、市の防災担当者をお招きして説明を受けた後、意見交換を行った。主なやりとりは次のとおり。

(質問) 福祉避難所に精神安定剤等の薬を備蓄する予定は？

(回答) 今のところ、避難所へ薬を配備しておくという予定はないが、薬剤師会と協定を結び、薬を備蓄してもらっている。

(質問) 福祉避難所への直接的な避難はできないか？

(回答) 災害の状況により受入態勢も変わってくるため、まずは通常の避難所へ避難していただいた上で、その場で対象者の状況等を判断し、受入態勢も確認しながら順次、移動する方法をとらざるを得ないと考えている。

(質問) 福祉避難所が開設されるまでにかかる日数は？

(回答) 一般的には2～3日とされているが、物資が何もない公民館等と比べて、福祉施設の場合は普段から何らかの事業を実施しているため、比較的早く開設できる可能性もあると考えられる。

(質問) 障害者数の把握や避難訓練は行われているか？

(回答) 手帳所持者数により把握しているが、それをどのように活かしていくかが今後の課題。訓練についてもこれから検討していくこととなるが、現在、福祉部局から要援護者へ文書を送付し、状況を確認するといった作業を臨海部のエリアごとに進めている段階であり、何年かかけて全エリアの確認が終われば、次に避難についての具体的な方策を検討するという具合に、一歩ずつ進めていくこととなる。

- ・健康福祉プラザへの見学の後、部会で議論したところ、様々な意見が出された。主な意見は次のとおり。

*交通の不便さは深刻。行くこと自体が難しいということでは何にもならないので、まずはそこからだと思う。

*大型のバスでなくても、通常のワンボックス等の車を施設に配置し、駅まで定期的に走らせれば、車いすの利用者を移送できるのでは。

*立地の悪さは最初から分かっていたことであり、バス等の対策は事前にできたはずでは。

*更衣室などは車いすが通れず、明らかな欠陥。建て替えた方がよい。給付金を廃止して建てた施設なのに、利用者の視点に立っていない。

*トレーニング室は評判がよい。

*障害のある人とない人が一緒に楽しめるスポーツイベント等をもっと企画してはどうか。

*見学に当たって配付されたパンフレット類について、ルビが入っておらず、字も小さい。

*プラザのパンフレットがほかの所に置いてあるのを見たことがない。もっと周知が必要。

*施設をつくる前に、もっと障害者の声を聞いてほしかった。

- ・資料には後日盛り込むこととなるが、先月は「色々な障害に共通すること」というテ

ーマで話し合った。その中で、「偏見がある」、「いつ誰がなってもおかしくない」といった意見が出された。また、障害を「個性」としてとらえるかどうかについては、委員の間で意見が分かれた。

【意見・情報交換】

- ・余暇についての議論の中で、「ガイドヘルパーの利用」についても課題として出されたとのことであるが、具体的にはどのような意見が出されたのか。
⇒「使いたいときに使えないことがある」との意見があった。
- ・災害時の支援について、地域の障害者の情報を把握しているのは、基本的には各区の地域福祉課・保健センターということになると思うが、避難所での業務が割り当てられている職員は、災害時に障害者への支援ができないという問題もある。

Ⅲ 地域生活支援部会 **資料3**

【吉村部会長から】

- ・資料のとおり報告。
- ・3回目の「ネットワーク」については、自立支援協議会に関連するネットワークとしてどのようなものがあるのか、事前に委員の方々から集めさせていただき、一覧表にしたものをもとに意見交換を行った。その中で、非常に多くのネットワークがあることが確認されたが、各委員のネットワークに対するとらえ方について、当事者の集まりというとらえ方もあれば、関係機関の集まりというとらえ方もあるなど、それぞれで異なっており、話をまとめるという段階までは至らなかった。
- ・4回目においては、「権利擁護」の中でも随分前から意見が出ていた「金銭管理」（日常生活自立支援事業）にテーマを絞った形での議論を行った。この日常生活自立支援事業に関しては以前、1～2年の待機期間が発生していた時期もあったが、平成19年度あたりから対応できる件数が増加してきており、今では最短で1～2ヶ月程度で対応できるようになっているとのことである。件数の増加の背景としては、登録型の支援員を導入したことが大きいと、この人たちへのスーパーバイズが今後の課題とのことである。また、支援員の養成については、自立支援協議会として協力できる部分もあると考えられる。その他、就労している人への対応についての議論や、NPO法人等が独自に行っている金銭管理に対するチェック機能の必要性についての議論があった。なお、このテーマについては来年度においても引き続き検討していきたいと考えており、具体的には、金銭管理を行っているNPO法人に来ていただく形での意見交換を行ってはどうかとの意見が出ている。

Ⅳ 研修担当 **資料4**

- ・事務局補助から資料のとおり報告。

【意見・情報交換】

- ・参加してよかったとの声を聞いている。ぜひ続けてほしい。

Ⅴ 事務局 **資料5～6**

- ・事務局から資料のとおり報告。

2. 報告事項（2）

I 障害者総合支援法の施行について 資料7

【事務局から】

- ・資料のとおり報告。
- ・法律の対象となる難病等の範囲については、当面の措置として、現行の「難病患者等居宅支援事業」（今年度末で廃止）の対象疾病と同じ範囲とされたところである。

II 第4次堺市障害者長期計画の策定について 資料8

【事務局から】

- ・資料のとおり報告。
- ・来年度、長期計画の見直しを行うこととなっており、堺市障害者施策推進協議会において検討することとなるが、委員数を20名から30名に増員するとともに、3つの専門部会を設ける予定。

【意見・情報交換】

- ・専門部会の資料にある「〇〇条」とは？
⇒障害者基本法のどの部分に規定されているかを示している。

II 権利擁護サポートセンターの開設について 資料9

【高齢施策推進課から】

- ・資料のとおり報告。
- ・4月から開設予定。名称については、前回の時点では「(仮称)権利擁護の中核的なセンター」となっていたが、「権利擁護サポートセンター」に決定。
- ・委託先は社会福祉協議会となる予定で、堺市総合福祉会館4階に事務局が常設される予定。また、社会福祉協議会において、「日常生活自立支援事業」を実施している係が同じ階に移転となり、センターと連携しながら権利擁護を進めていく形となる予定。
- ・機能としては、虐待や成年後見を含めた権利擁護に関する「支援者支援」、市民後見人の養成、権利擁護に関する啓発や研修など。
- ・市民後見人候補者のバンク登録については、平成26年度からの予定。

【意見・情報交換】

- ・虐待の場合の専門職対応チームの活用について、これまでの取扱いが変更されるということか。
⇒これまでどおりとなる。ただし、虐待における行政とセンターの役割分担等については、今後も引き続き検討が必要であると考えている。
- ・虐待と成年後見以外にどのようなものを想定しているか。
⇒多重債務や消費者被害など。

3. 協議事項

I 来年度の体制等について **資料10**

- ・事務局から資料のとおり説明。

II 要領の改正について **資料11**

- ・事務局から資料のとおり説明。

III 課題検討の流れについて **資料12**

【事務局から】

- ・これまで、各区の協議会や各部会において活発な議論が行われ、様々な課題や提言をいただいているところである。
- ・そうした課題等については、各支援機関の側で吸収し、解決に結びついたものもあれば、行政として事業化したものもあり、いろんな所に溶け込んではいるものの、出てきた課題がどのように検討され、どのような決着を見ていくのかといった流れが共有されていない、あるいは、地域生活支援部会でのテーマ設定について、区の協議会や障害当事者部会から出された課題というよりは、地域生活支援部会が設置された初年度において整理された課題をもとに掘り下げてきたため、現場の課題認識との間にずれが生じているとの声がある。
- ・このことについて、12月の運営会議で議論した内容をもとに、イメージを共有するためのものとして作成したものが資料の図である。
- ・考え方としては、区の協議会や障害当事者部会で出された課題については、まず事務局会議と運営会議で一定の整理を行い、市の協議会で「自立支援協議会として取り組むべき課題は何か、それをどの場で検討するか」を決定するというもの。なお、出された課題については、すべてを自立支援協議会で取り組む必要はなく、行政や、他の機関において取り組むべき課題もあると考えている。また、検討結果については市の協議会に報告され、参画機関における様々な取り組みに活かされることとなるが、実質的には、障害施策推進課や障害者支援課が所管する施策への反映が大部分を占めるのではないかと考えられる。
- ・これにより、地域生活支援部会においては、市の協議会に集約された課題のうち、この部会で検討することとされたものについて集中的に検討することとなる。

【意見・情報交換】

- ・出された課題に対する検討状況等、その後の進捗について共有していくことも必要ではないか。
⇒シンプルな図とするため、あえて書き込んではいないが、フィードバックや共有については当然、なされていくことが前提となる。
- ・これまでは、区と市の協議会が繋がっていない印象があった。

- ・区の協議会だけでは解決できない課題を市レベルで検討していく流れについて、このように少しでも見える形にしていくことは重要。
- ・イメージ図では、区の協議会が障害当事者部会と連携するとなっているが、現状では十分になされていない。
- ・出された課題が検討される道筋がはっきりすることで、課題を出すことに対する意識も高まってくると思う。このイメージ図をきっかけとして、市の協議会の機能については時間をかけて議論していく必要がある。
- ・「資料1」として各区の活動概要があるが、これに「課題」欄を追加してはどうか。
⇒各区それぞれの課題をそのまま出すのではなく、優先順位をつけることも必要。
⇒各区が集まる場で協議した上で、共通のものとして出すべきでは。
- ・課題だけでなく、具体的な提案があってもよいのでは。
- ・例えば、かなり前に中区の協議会で出ていた「権利擁護」の課題については、高齢の地域包括支援センターとも連携しながら、3年後には「権利擁護サポートセンター」に結びついた。すべてを自立支援協議会でできるわけではないが、課題をどこかに持っていくことで何かが変われば、協議会メンバーにとって大きな励みとなる。
- ・各区の協議会では様々な問題に対して、いろんな知恵を出し合いながら取り組んでいる。自立支援協議会は、そのようなネットワークを施策に反映させていくためのヒントが得られる場であると感じている。

7. その他（情報交換等）

【障害者支援課から】

- ・地域生活支援部会で2年ほど前に出されていた意見として、通所している事業所から自宅までの間で寄り道をする場合であっても移動支援事業が利用できるようにすべきというものがあったが、この問題については障害者支援課としても検討を重ねてきており、通所の送迎を事業所に代わって行うものではなく、通所の帰り道にそのまま映画を見に行くなど、余暇活動や社会参加のために利用する場合については、積極的に認める方向で進めている。適用時期については今のところ未定であるが、平成25年度中には適用したいと考えており、取り急ぎ報告させていただくこととした。なお、通院目的での寄り道については既に利用可能としたところである。
- ・自立支援協議会との関係で言えば、移動支援事業のグループ支援型についても、中区の協議会での議論を踏まえて導入した経過があるほか、ヘルパー事業者研修についても自立支援協議会での取り組みを踏まえ、今年度からサービス提供責任者向けの実務的な研修を実施している。